【市町村審査会委員研修】

資料２

支給決定の流れと市町村審査会の概要

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

1　申請から支給決定までの流れについて

障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障がい者の心身の状況（障害支援区分）、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行う。

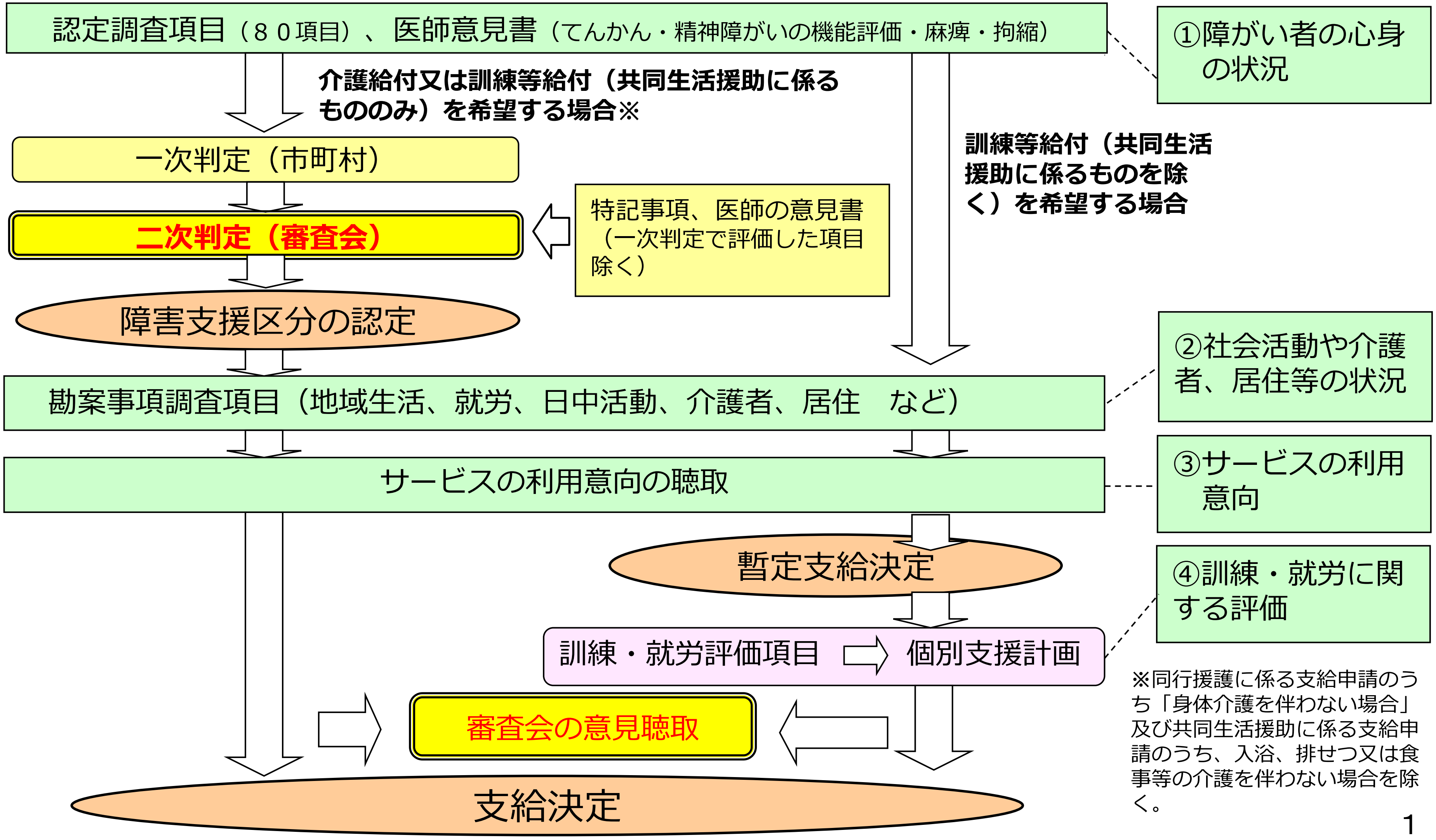

※同行援護に係る支給申請のうち「身体介護を伴わない場合」及び共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴わない場合を除く。

１　申　請

（１）　市町村は、本人又は家族等から申請があった場合、申請書の内容、医師意見書を作成していただける医師がいるか等の確認をします。

（２）　申請書を受理した場合、市町村は次の手順で事務処理をします。

①　医師意見書の記載を医師（医療機関）に依頼します。
②　指定一般相談支援事業者等に認定調査を委託する場合は、委託契約を締結し、調査票の提出期日を指定して、委託先に調査を依頼します。

○　支給申請は、障がい者本人又は障がい児の保護者が行います。なお、代理による申請も可能です。

○　利用を希望する障がい福祉サービスの種類により、その後の障害支援区分認定の手続が異なります。

①介護給付又は訓練等給付（共同生活援助に係るもののみ）の場合
⇒ 障害支援区分認定が必要

※ 同行援護に係る支給申請のうち「身体介護を伴わない場合」及び共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴わない場合を除く。

②訓練等給付（共同生活援助に係るものを除く）の場合
⇒ 障害支援区分認定は不要

③障がい児の場合　⇒ 障害支援区分認定は不要

※ ①については医師意見書が必要となります。

2　サービス等利用計画案の提出依頼

　障がい福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者に対して提出を依頼する。

3　障害支援区分認定調査・概況調査

（１）　障害支援区分認定調査

障害支援区分を判定するために、認定調査員は、

・申請のあった本人及び保護者等と面接をする。

・調査項目等について認定調査を行う。
（同時にサービス利用意向聴取を行うことがある。）

※　以下について特記事項に記載。

・できたりできなかったりする場合の頻度等
・判断の根拠や具体的な状況　　等

（２）　概況調査

　概況調査は、認定調査に併せて、本人及び家族等の状況や、現在のサービス内容や家族からの介護状況が詳しく記載されます。特に、日中活動関連、介護者関連、居住関連は詳細に記載されます。

4　医師意見書

　医師意見書は、疾病、身体の障がい内容、精神の状況、介護に関する所見など、申請者の医学的知見から意見を求めるものです。
　これは、二次判定において、一次判定を補足する資料として使用するものです。

○　疾病、身体の障がいの内容、精神の状況、介護に関する所見など、医学的見地から意見を述べるもの。
○　主治医がいない場合等については、施設等の嘱託医に依頼する等を考慮すること。

5　一次判定（コンピューター判定）

（１） 市町村は認定調査の結果を国が配布する一次判定用ソフトウェアを導入したコンピューターに入力し、一次判定処理を行います。

（２） 医師意見書が届いた時に、認定調査票と医師意見書の共通項目の突合を行い、矛盾点は両者から聞き取り、整理を行います。

6　二次判定（市町村審査会）

（１） 市町村は、一次判定結果、概況調査、特記事項及び医師意見書を揃え、市町村審査会に審査判定を依頼します。

（２） 市町村審査会（合議体）は、一次判定結果、医師意見書及び特記事項の内容を踏まえ審査判定を行います。

（３） 市町村審査会が特に必要と認めた場合は、本人、その家族、医師、その他関係者に意見を求めることができます。

（４） 市町村審査会は、審査判定結果を市町村へ通知します。

7　障害支援区分の認定

市町村は、市町村審査会の審査判定結果に基づき、障害支援区分の認定を行います。

8　認定結果通知

（１）　市町村は、障害支援区分の認定結果を申請者に通知します。

（２）　認定結果通知には、不服申し立てに関する教示をします。
不服申立先は都道府県知事となりますが、認定結果についての疑問等は、第一義的には結果を通知した市町村が対応します。

9　サービス利用意向聴取

市町村は、認定結果が通知された申請者の支給決定を行うために、申請者の介護給付に対するサービスの利用意向を聴取します。

10　サービス等利用計画案の提出

市町村からサービス等利用計画案の提出を求められた障がい者等は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画書案を提出します。

11　支給決定案の作成

市町村は、障害支援区分やサービス利用意向聴取の結果等を踏まえ、市町村が定める支給決定基準に基づき、支給決定案を作成します。

12　審査会の意見聴取

（１）　市町村は、作成した支給決定案が当該市町村の定める支給決定基準と乖離するような場合、市町村審査会に意見を求めることができます。

（２）市町村審査会は、支給決定案を作成した理由等の妥当性を審査し、支給決定等について審査会の意見を市町村に報告します。

（３）市町村審査会は、意見を述べるに当たり、必要に応じて、関係機関や障がい者、その家族、医師等の意見を聴くことができます。

13　支給決定

　市町村は、支給決定調査の勘案事項（※）、審査会の意見等の内容を踏まえ、支給決定を行います。

（※）支給決定調査の勘案事項（認定調査（概況調査）も参照してください。

○障害支援区分等の心身の状況

○「サービスの利用意向」障がい者等のサービス利用に関する意向の具体的内容

○「介護者関連」介護者の有無、介護を行う者の状況（介護者の健康状況等）

○「地域生活関連」外出の頻度、社会参加の状況、過去の入所歴や入院歴

○「就労関連」就労状況、過去の就労経験、就労希望の有無

○「日中活動関連」自宅、施設、病院

○「居住関連」生活の場所及び単身、同居、グループホーム、病院、入所

○「サービスの提供体制関連」地域におけるサービスの提供体制の整備状況

14　支給決定通知

　支給決定通知には、不服申し立てに関する教示をしなければなりません。
　不服申し立て先は都道府県知事となりますが、決定についての疑問等は、第一義的には結果を通知した市町村が対応します。

15　サービス等利用計画の作成

　指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障がい福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連携調整等を行うとともに、当該支給決定に係る障がい福祉サービス又は地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画書を作成します。

介護給付

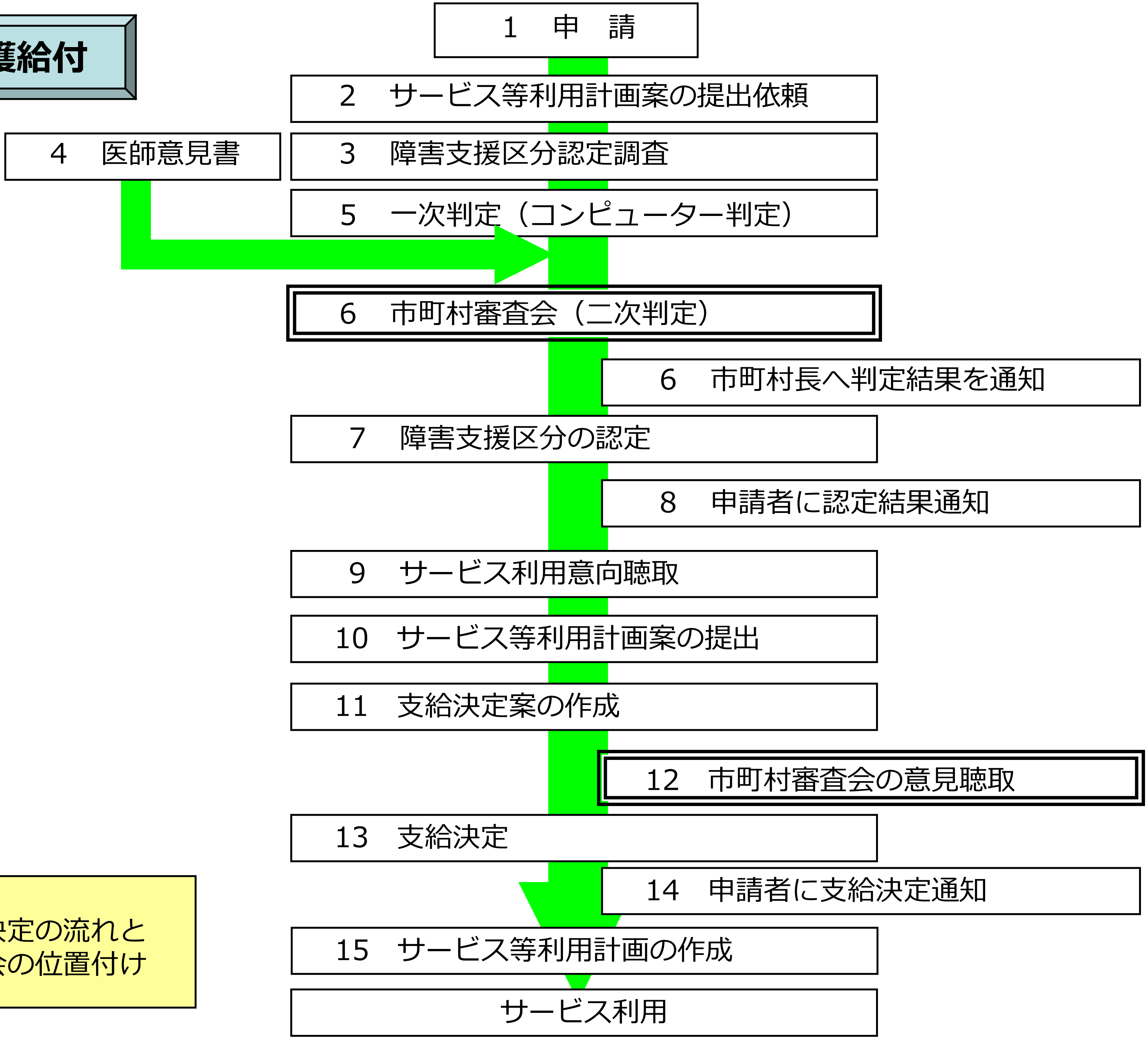

図１
支給決定の流れと
審査会の位置付け

２　介護給付、訓練等給付及び地域相談支援と障害支援区分の関係について

介護給付と訓練等給付

【介護給付】

○　**介護給付**は、障がいに起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援であり、ホームヘルプや施設における生活介護などが該当します。

【訓練等給付】

○　**訓練等給付**は、障がいのある方が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援であり、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などが該当します。

※　一定期間とは、サービス種類や個々の障がい者の方の状況に応じて異なります。また、訓練実施により一定の効果があり、今後も効果が期待できるなどの場合に期間の更新があります。

・　自立訓練のうち生活訓練の場合には、通所してサービスを利用する形のほか、訓練期間内に居宅における生活を支援するために、居宅等を訪問して行う訪問型や、短期間、居住サービスを利用する短期滞在型もあります。

・　地域相談支援給付は、地域移行や地域で安心して暮らすための相談支援であり、入所・入院中の障がい者が退所・退院するための支援や地域で居宅において単身等で生活する者への常時の連絡体制の確保や緊急時の支援などが該当します。

介護給付と障害支援区分

○　介護給付又は訓練等給付（共同生活援助に係るもののみ）について、障害支援区分の審査・判定を行います。
※　同行援護に係る支給申請のうち「身体介護を伴わない場合」及び共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴わない場合を除く。

○　障害支援区分とは、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものであり、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つです。

○　一人ひとりの障がい者の方に対する介護給付の支給決定は、障害支援区分のほか、サービスの利用意向、家族等の介護者の状況、社会参加の状況など概況調査で得られる勘案事項を加味して、サービスの種類や量について、個別に支給決定されます。

○　障害支援区分は、生活介護や療養介護等のサービス利用対象者の要件や国からの市町村に対するホームヘルプサービスの国庫負担基準等として用いられます。

介護給付

サービス名	サービス内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援助等の便宜を提供する。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等の便宜を供与する。
療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与する。
生活介護	常時介護を要する障がい者につき、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与する。
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的に提供すること。
施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する。

訓練等給付等

サービス名	サービス内容
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する。
就労移行支援	就労を希望する障がい者につき、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する。
就労定着支援	通常の事業所に新たに雇用された障がい者につき、一定期間、就労の継続を図るために必要な連絡調整等の便宜を供与する。
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者につき、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための必要な援助を行う。
共同生活援助	地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うこと。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を提供する。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等の便宜を提供する。

【訓練等給付の支給決定】

○　訓練等給付は、できる限り障がい者本人の希望を尊重し、暫定的に支給決定を行った上で、実際にサービスを利用した結果を踏まえて正式の支給決定が行われます。

○　明らかにサービス内容に適合しない場合を除き、暫定支給決定の対象となります。しかし、地域内のサービス資源に限りがあり、利用希望者が定員枠を超えるような場合には、自立訓練事業（機能訓練・生活訓練）に限り、訓練等給付に関連する項目の調査結果をスコア化し、暫定支給決定の優先順位を考慮する際の参考としてのみ用います。

○　この訓練等給付に関連するスコアは、暫定支給決定の際に用いられる参考指標であり、障害支援区分ではありません。

【地域相談支援給付決定】

○　地域相談支援給付費については、障害支援区分の認定は不要ですが、対象者の状況を把握して適切に地域相談支援給付決定を行うため、障害支援区分認定調査の調査項目に係る調査を実施します。

3　市町村審査会の役割

1　市町村審査会の役割

市町村審査会は、障害支援区分に係る審査判定業務を行うとともに、支給要否決定に当たり必要に応じて意見を聴くための専門機関として、市町村に設置されます。

2　審査会の審査判定業務

市町村審査会は、次の２つの審査判定業務を行います。

A　障害支援区分に係る審査及び判定
B　市町村の支給要否決定に当たり意見を述べる

【A　障害支援区分に係る審査及び判定】

①　障害支援区分に該当するかどうか、該当する場合にどの区分に該当するかについて**審査・判定**をします。

②　障害支援区分認定の有効期間を定める**意見**、市町村が支給決定を行う際に考慮すべき事項がある場合に**意見**を述べます。

【B　市町村の支給要否決定に当たり意見を述べる】

市町村の求めに応じて、市町村の作成した支給決定案が当該市町村の定める支給決定基準と乖離がある場合、その**支給決定案について意見**を述べます。

４　市町村審査会の構成

１　市町村審査会委員

○　委員は、障がい者の実情に通じた者のうちから、**障がい保健福祉の学識経験を有する者**であって、**中立かつ公正な立場で審査が行える者**を任命します。
　また、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等の各分野の均衡に配慮した構成とします。

○　委員は、原則として都道府県が実施する「市町村審査会委員研修」を受講し、審査及び判定の趣旨や考え方、手続き等を確認します。

○　任期は2年（委員の任期を2年を超え3年以下の期間で市町村が条例で定める場合にあっては、当該条例で定める期間）とし、再任することができます。

○　審査会の会長は、委員の中から互選で選ばれます。

○　委員は、審査判定に関して知り得た個人の情報に関して守秘義務があります。

市町村審査会委員と市町村との関係

○　審査会における審査判定の公平性を確保するために、市町村職員は、原則として委員になることはできません。
　ただし、委員の確保が難しい場合は、市町村職員であっても、障がい保健福祉の学識経験者であり、認定調査等の事務に直接従事していなければ、委員に委嘱することは差し支えありません。

○　委員は、原則として当該市町村の認定調査員となれません。
　ただし、他に適当な者がいない等のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありませんが、その場合であっても、委員が認定調査を行った対象者の審査判定については、当該委員が所属する合議体では行えません。

2　合議体

○　審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する**合議体**で、審査判定業務（障害支援区分の判定及び支給要否決定についての意見）を取り扱うことができます。

【合議体の構成】

○　合議体を構成する委員の定員は、**５人を標準**として市町村長が定める数となります。
　ただし、障害支援区分認定の更新に係る申請を対象とする場合や、委員の確保が著しく困難な場合については、審査判定の質が維持されると市町村が判断した場合に限り、５人よりも少ない人数（ただし、少なくとも３人）を定めることができます。

○　審査会に設置する合議体は、一定期間中は固定した構成としますが、いずれの合議体にも所属しない無任所の委員をおいた上で概ね３月以上の間隔をおいて合議体に所属する委員を変更することは可能です。

○　合議体には長を1人置き、当該合議体の委員の中から**互選によって選任します。**

【審査判定など】

○　委員は、所属しない合議体における審査判定に加わることはできません。

○　委員は、委員確保が困難な場合を除いて、複数の合議体に同一の委員が所属することは適切ではありません。

【特定の分野の委員確保が難しい場合】

○　合議体について、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等の各分野の均衡に配慮した構成としますが、特定分野の委員の確保が困難な場合にあっては、当該分野の委員を他の分野より多く合議体に所属させることとした上で、審査会の開催に当たって定足数を満たすよう必要な人数が交代で出席する方式でも差し支えありません。

3　会議の運営

○　市町村審査会は、会長（合議体の場合は、合議体の長）が招集します。

○　会長及び合議体の長は、あらかじめその職務を代行する委員を指名します。

○　審査会及び合議体は、**委員の過半数の出席がなければ会議を開催し議決することができません。**

○　審査会及び合議体の議事は、会長及び合議体の長を含む出席委員の**過半数をもって決定**し、可否同数のときは会長の決するところとなります。

○　審査判定に当たっては、できるだけ委員間の意見の調整を行い、合意を得るように努めます。

○　必要に応じて、審査対象者及びその家族、介護者（支援者）、主治医、認定調査員、その他専門家の意見を聞くことができます。

○　市町村審査会は、第三者に対して原則非公開とします。

4　その他

○　市町村は、市町村審査会の開催に先立ち、審査対象者をあらかじめ決定し、その氏名、住所などの個人を特定する情報について削除した上で以下の資料を作成し、審査会委員に対して事前に配布します。

・認定調査の結果及び医師意見書の一部項目を用いて、市町村に設置された一次判定ソフト（障害支援区分判定ソフト2014）によって判定（一次判定）された結果

・認定調査票（特記事項）の写し、医師意見書の写し、概況調査票の写し

○　各委員は、審査会開始前に一次判定結果を変更する必要があると考えられるケースや意見などを会長（合議体の場合は合議体の長）又は市町村審査会事務局に提出すること等により、限られた時間で審査会を効率的に運営できるよう努めてください。

○　公平・公正な障害支援区分の判定を行うために、**合議体間の定期的な連絡会等を開催することが望ましいと考えられます。**

○　知的障がいの方の生活状況などについて情報を得たい場合であって、コミュニケーションがうまく図れないときなどは、直接本人から必要な情報を得ることが困難なことから、審査会の判断に基づき、対象者の生活状況や心身の状況等を把握している支援者等に同席を依頼し、意見を聞くことが望ましいと考えられます。

「障害支援区分に係る研修資料（動画）」（厚生労働省）
事例で確認！障害支援区分審査判定の基本

掲載先
https://www.youtube.com/watch?v=OQtZQs3vq_s

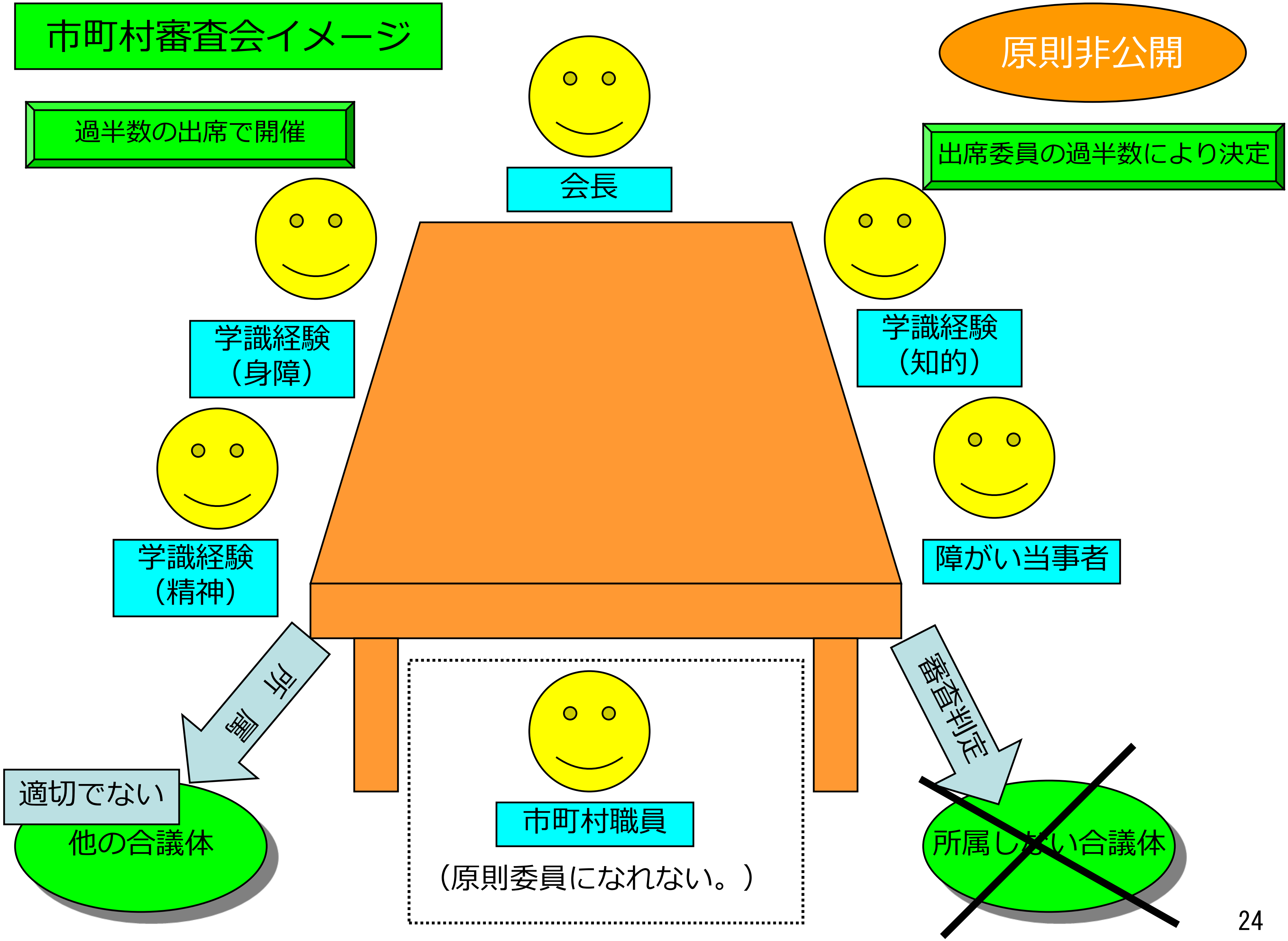
市町村審査会イメージ
原則非公開
過半数の出席で開催
出席委員の過半数により決定
会長
学識経験
（身障）
学識経験
（知的）
学識経験
（精神）
障がい当事者
所属
審査判定
適切でない
他の合議体
所属しない合議体
市町村職員
（原則委員になれない。）

（参考）

「障害者総合支援法における障害支援区分　難病患者等に対する認定マニュアル」（令和３年12月）の主な内容

Ⅰ．障害者総合支援法における障害者の範囲
- ○　障害者総合支援法第４条
- ○　政令で定める「難病等」の範囲の変遷（令和３年11月以降３６６疾病へ拡大）

Ⅱ．難病等の基礎知識
- ○　難病とは
- ○　難病の特徴（症状の変化や進行、福祉ニーズ等）
- ○　難病関連の支援機関
- ○　障害者手帳の取得状況

Ⅲ．認定調査（訪問調査）
- ○　難病患者等とその家族への接し方や配慮すべき事柄
- ○　認定調査員の選定（保健師や看護師など医療に関する専門的な知識を有している者が望まれること、保健所の保健師の同行　等）
- ○　調査上の留意点
  - ・調査時実施前に確認する内容
  - ・難病等の特徴を踏まえた認定調査の実施
    →家族や支援者等からの聞き取り
    →難病等の状態の確認
- ○　認定調査員が確認した「難病等の症状」や、「障害福祉サービスが必要な状態」の例
- ○　認定調査等の実施

Ⅳ．医師意見書
- ○　医師意見書の役割
- ○　記載上の留意点（診断名、症状の変化、症状の経過及び治療内容、身体の状態に関する意見、行動及び精神等の状態に関する意見等）

Ⅴ．市町村審査会の審査判定
- ○　審査判定上の留意点
- ○　市町村審査会からの意見

Ⅵ．その他
- ○　難病患者等の状態について（様式例）
- ○　医師意見書（記載例）